

【下半期】（10月～平成27年3月）

3月	2月	平成27年 1月	12月	11月	10月
	第4期 3 / 2		第3期 12 / 25		
	第8期 3 / 2	第7期 2 / 2	第6期 12 / 25	第5期 12 / 1	第4期 10 / 31
随時 3 / 31		第4期 2 / 2			第3期 10 / 31
	第8期 3 / 2	第7期 2 / 2	第6期 12 / 25	第5期 12 / 1	第4期 10 / 31
	2 / 13		12 / 15		10 / 15
	第6期 3 / 2		第5期 12 / 25		第4期 10 / 31
	2 / 13		12 / 15		10 / 15
3 / 31	3 / 2	2 / 2	12 / 25	12 / 1	10 / 31
3 / 31	3 / 2	2 / 2	12 / 25	12 / 1	10 / 31
1月使用分 3 / 31	12月使用分 3 / 2	11月使用分 2 / 2	10月使用分 12 / 25	9月使用分 12 / 1	8月使用分 10 / 31
	第4期 3 / 2			第3期 12 / 1	
3 / 31	3 / 2	2 / 2	12 / 25	12 / 1	10 / 31
3 / 31	3 / 2	2 / 2	12 / 25	12 / 1	10 / 31
	第4期 3 / 2			第3期 12 / 1	

◆口座の残高をご確認ください◆

市税などを口座振替により納付されている方は、指定された口座の残高をご確認ください。残高不足により引き落としができない場合は、口座振替ではなく納税者本人が直接納付することになります。残高不足解消後についても、再引き落としはできませんのでご注意ください。

◆納付は納期限を守りましょう◆

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、督促状が発送され、それでも納付の確認ができない場合は、差押などの処分になることがあります。

納付については、市役所や金融機関の窓口で納めるほか、次のような方法があります。

◎口座振替でらくらく！

一度お申し込みいただければ、ご指定の口座から毎回自動的に引き落とします。「口座振替依頼書」を金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局窓口に直接提出してください。

◎コンビニでいつでも！（市税・上下水道料金）

コンビニエンスストアでいつでも納税できます。ただし、市税などについては、納期限を過ぎてしまうとお取り扱いができませんので、ご注意ください。